

令和7年 第1回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年1月6日(月) 午後2時00分～午後2時30分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(31名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
			20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(3名)

17番 川瀬明久 18番 諏訪博保 19番 伊藤正覚

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) その他報告事項

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、農地係長 川崎、会計年度任用職員 白木

7 総会議長

神 田 春 夫

8 議事録署名委員

5番 古川 守 6番 林 哲也

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。17番 川瀬明久委員、18番諏訪博保委員、19番 伊藤正覚委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中31名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第1回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、5番 古川 守委員、6番 林 哲也委員を指名しますので、よろしくお願いします。

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （川崎農地係長）

1 ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和7年1月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件2件です。受付番号1番

海津町草場字葭中●●●●番、田、3,149㎡。

譲渡人、羽島郡笠松町、●●●●。譲受人、養老郡養老町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

受付番号2番

平田町幡長字村北●●●●番、畑、177㎡。

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：贈与
別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号1番の案件について、9番 牧野委員お願いします。

◎9番 牧野委員

受付番号1番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、高齢のため離農し、譲受人は、農業経営を拡大するため、売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号2番の案件について、21番 菱田委員お願いします。

◎21番 菱田委員

受付番号2番の案件については、申請の目的は、贈与です。

贈与人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、受贈人は、居住地に近く、耕作に適していることから贈与を受けるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。続きまして、日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

2ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和7年1月6日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号3番

南濃町奥条字北河原●●●●番、畑、現況 宅地、130㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に城山支所がある第3種農地で、既に住宅地として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号4番

南濃町太田字大里●●●●番 外1筆、畑、現況 宅地、307㎡。

申請人：三重県桑名市、●●●● 外1名。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に石津駅がある第3種農地で、既に住宅地として利用されていた追認案件となり、被害防除では、東西側に農地がありますが、擁壁が施工されており被害を及ぼすことは無いと思われます。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号3番を、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号3番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、昭和50年頃より父が申請地に建てた住居に居住しており、相続により取得され是正するもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号4番を、33番 伊藤委員お願いします。

◎33番 伊藤委員

受付番号4番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、平成20年に相続により取得されましたが、平成初期以前から住居として使用されていたもので、特に問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

す。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 30名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和7年1月6日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件 7件、賃貸借案件 1件、使用貸借案件 1件です。

受付番号5番

平田町今尾字南区●●●●番 外1筆、田、874㎡。

譲渡人：平田町、●●●●。譲受人：平田町、●●●●株式会社。

転用目的：米菓製造販売業 工場。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんである第3種農地であると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号6番

南濃町津屋字正蓮寺●●●●番、畑、653㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●●株式会社。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号7番

南濃町羽沢字八幡西●●●●番 外2筆、畑、1,436㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：広島県広島市、株式会社●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号8番

南濃町上野河戸字弥市東●●●●番 外6筆、畑、1,668㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●外2名。

譲受人、転用目的、農地区分などは、受付番号7番と同じです。

受付番号9番

南濃町上野河戸字法華寺●●●●番1外8筆、畑、6,726㎡。

譲渡人：南濃町、●●●● 外4名。

譲受人、転用目的、農地区分などは、受付番号7番と同じです。

受付番号10番

南濃町安江字盤若谷●●●●番 外2筆、畑、1,172㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●●株式会社。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い、その他2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号11番

南濃町松山字四番代●●●●番、田、現況 雑種地、1,004㎡。

譲渡人：三重県鈴鹿市、●●●●。譲受人：茨城県坂東市、株式会社●●●●。

転用目的：自動車解体業 事務所・工場・資材置場

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんである第3種農地であると判断します。既にトラック駐車場として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号12番 賃貸借案件です。

南濃町庭田字細尾●●●●番 外2筆、田、計1,004㎡。

賃貸人：南濃町、●●●●外1名。賃借人：名古屋市中村区、株式会社 ●●●●。

転用目的：土木建築業 資機材置場等 3年間の一時転用です。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い、その他2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。なお、この案件は、R4.2.28付けに

て、3年間の一時転用で許可済みですが、期間を延長されるものです。

受付番号13番 使用貸借案件です。

南濃町志津新田字堤西●●●●番、畑、335㎡。

使用貸人：南濃町、●●●●。使用借人：南濃町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に美濃津屋駅がある第3種農地で、既に住宅地として利用されていた追認案件となり、被害防除では、東側に農地がありますが、擁壁を施工され被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号5番を、6番 林委員お願いします。

◎6番 林委員

受付番号5番の案件については、申請の目的は、米菓製造販売業 工場の建築です。

譲受人は、申請地東側で米菓製造をしており、業務拡大のため売買により取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

余談ですが、この田は道路に囲まれ、非常に水はけが悪く米しか作れないだけでなく、今尾営農でも田植え機もハマってしまうようなところがあり、非常に困っていました。逆にありがたいと思っています。今尾地区は、こういった屋敷周りの田が多く、担い手が育たない要因の一つだと加えておきます。この会には関係ありませんが。余分なことをいいました。以上です。

◎議 長

実情を説明していただきました。

続きまして、受付番号6番を、24番 堀田委員お願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号6番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、切土・盛土もなく、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号7番から9番を、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号7番から9番の案件については、申請の目的は、いずれも太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。

周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号10番を、33番 伊藤委員お願いします。

◎33番 伊藤委員

受付番号10番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号11番を、15番 伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号11番の案件については、申請の目的は、事務所・工場・資材置場です。

譲受人は、自動車解体業を営み、業務拡張のため申請地東側の宅地と一体利用するため取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号12番を、13番 高木委員お願いします。

◎13番 高木委員

受付番号12番の案件については、申請の目的は、資機材置場等の一時転用です。

譲受人は、東海環状自動車道養老トンネル北工事施工に際し、すでに令和4年から3年間の許可を得ておりましたが、皆さんご存じかと思いますが、トンネル掘削工事の遅延が発生しており、期間を延長するため新たに申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号13番を、24番 堀田委員お願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号13番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在、両親と同居し、子の成長に伴い現在の住まいが手狭になり、親から申請地を借り受け、住宅を建てられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします

◎議 長

はい。7番 中村委員。

◎7番 中村委員

9番の太陽光発電施設について、6,726㎡という今までの私の記憶の中で一番大きい畑の転用ですので、気になるところを2点ほどお聞きしたい。一つは、発電量50キロワット以下ということでしょうか。もう一つは、申請書の中に業務期間のようなものの記載はありますか。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

50キロワット以上となります。ですので、高圧変電施設等を設置され問題はありません。もう一点は、よくわかりませんでしたのでもう一度お願いします。

◎7番 中村委員

申請の中に記載事項として、項目があるかないかわかりませんが、この約7000㎡弱の太陽光施設としての利用期間というものは、申請の中にあるのですか。

何故かという、この今の太陽光、シリコン製のガラス板ですが、あと数年でかなりの部分置き換えないと効率が悪いから。これは国の方がものすごく積極的に進めている、柔軟でしかも敷地面積を必要としないものに今後急速に変わっていくはずです。この古いタイプのもので10年間ここがやっついていけるのかどうか懸念材料です。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局（川崎農地係長）

申し訳ありませんが、その辺りは審査の対象となっていません。

◎7番 中村委員

それを今後、農地法の関係では記載義務事項ではないのですが、海津市の農業員会としてそのへんの記載事項の検討はされる予定ですか、ないですか。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局（川崎農地係長）

農地法の基準で審査しておりますので、市の農業委員会として、審査に関係ない事項を入れ込む考えはありません。

◎7番 中村委員

そういうことだろうと思いました。

◎議 長

その他ございませんか。質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、は、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 30名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

事務局、その他報告事項ありますか。

◎事務局（川崎農地係長）

農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、8件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付しました。以上です。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後２時３０分）

議事録署名者

５ 番

６ 番

議 長